戦略計画 17

生きた農と共存する都市農業のまち練馬

●5年後(平成35年度末)の目標

- 1 練馬の魅力・都市農業の振興
- 2 多面的な機能をもつ都市農地の保全

●現状・課題

練馬区では大都市東京の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれています。都市農業は練馬区の大きな魅力となっており、これからの生活に新たな豊かさをもたらす、歴史的な意義があります。しかし、都市化の影響や相続時の負担などにより、農地の減少が続いています。この農業と農地を守り、次世代に引き継ぐことが重要です。

区はこれまで農業者とともに、国へ農地制度や税制度の改善を働きかけてきました。その結果、都市農業振興基本法の制定と基本計画の策定、生産緑地指定下限面積の緩和、特定生産緑地制度(※)、生産緑地貸借制度の創設などが実現しました。

この新たな法制度を最大限に生かし、農地保全に取り組んでいくとともに、農業経営者の支援や区民が農に親しむ取組を進める必要があります。

● 5 か年 (平成31~35年度) の取組

1 世界都市農業サミットの開催

練馬の都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、更に発展させていくため、平成31年11月に世界都市農業サミットを開催します。都市農業に積極的に取り組んでいるニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントから、農業者や研究者、行政関係者を招聘します。ワールドマルシェや(仮称)ねりまワールドフェスティバルなど多彩なイベントを開催します。

2 都市農地の保全に向けた取組の推進

- (1) 東京あおば農業協同組合と共同で実施した農地所有者に対する意向調査を踏まえ、生産緑地の貸借制度を活用した農地保全に取り組みます。
- (2) 特定生産緑地制度の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農

※「特定生産緑地制度」・・・生産緑地は指定後 30 年が経過すると区への買取申出ができるようになります。生産緑地法の改正により、この買取申出開始時期を 10 年間延長する制度が創設されました。

地保全に引き続き取り組みます。

- (3) 住宅と農地が共存する良好な環境を将来にわたって維持・保全するため、新たな用途地域である田園住居地域の指定に向け、検討を進めます。また、地区計画などの都市計画制度を活用した新たな農地保全制度を研究し、国・都と調整を進めます。
- (4) 都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、積極的に他の自治体と連携し、引き続き制度改正などを国に働きかけていきます。

3 都市農業経営の支援

- (1) 農業経営の改善に計画的に取り組む認定農業者への支援を充実します。また、 法の改正により生産緑地内に設置可能となった農家レストランや直売所、農産物等 加工施設の整備などに取り組む農業者を支援します。
- (2) 生産緑地の貸借制度を活用して、経営規模を拡大したい農業者や新規就農者などに農地をあっせんします。また、自ら区内農業を担いたいと希望する区民が就農できるよう、農業技術習得の機会を拡充します。

4 区民が農に親しむ取組の充実

- (1) 農の風景育成地区制度を活用して農地や屋敷林のある風景を保全していきます。 高松一・二・三丁目地区において(仮称)農の風景公園を整備します。
- (2) 農業者と区民が触れ合う「ねりマルシェ」の開催を積極的に推進します。気軽に摘み取りが楽しめる「練馬果樹あるファーム」の開設を促進し、情報発信を行います。
- (3) 土に親しみながら、収穫の喜びを味わえる区民農園を、生産緑地の貸借制度を活用して整備していきます。
- (4) 障害者施設における農産物の収穫や加工・販売作業を拡充します。また、障害者施設と農業者等の協働で行う福祉連携農園について検討します。
- (5) 高齢者の健康づくりに農とのふれあいを積極的に取り入れていきます。

